

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の
改正について（議案第125号）

建築指導課

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

複数の建築物の連携により、エネルギー消費性能の向上を実現しようとする取組が記載された消費性能向上計画の認定に係る申請手数料の額は、それぞれの建築物について算定した額の合算額とする。

3 施行期日

公布の日